

4月からごみの収集回数と分別区分が変わります

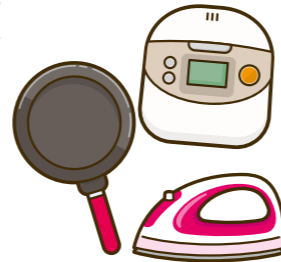
収集回数

- ペットボトルの収集が月1回から月2回になります。
- 月4～5回の廃プラスチックの収集が月1回減り、月3～4回の収集になります。(毎週の収集ではなくなりますのでご注意ください。)



分別区分

- 現在は「金属」と「小型電気製品」を分けて出していただいておりますが、「金属・小型電気製品」として一緒に出せるようになります。



詳しい収集日程は、「令和6年度ごみカレンダー」をご確認ください。

※令和6年度ごみカレンダーは、区・自治会を通じて2月中旬に配布する予定です。また生活環境課・各市民センター窓口でもお渡しするほか、市ホームページにも掲載します。



問合せ 生活環境課 生活環境係 TEL69-2145 FAX63-4582

市ホームページ▲

ごみを排出することが困難な方を支援します

ごみを集積所や衛生センター等まで排出することが困難な高齢者又は障がい者の世帯を対象に、自宅の玄関先等に出されたごみを戸別に収集にお伺いします。そして日常生活における負担を軽減し、ごみの排出状況等により見守りをを行います。

- 対象世帯は、指定の日時まで、玄関先等に設置したふた付きのごみ箱にごみを入れてください。収集運搬業者が戸別に収集します。
 - 燃えるごみは燃えるごみの指定袋に、資源ごみは任意の袋にまとめて入れてください。
 - 収集は燃えるごみは週1回、資源ごみは月1回の回収となります。
- ※ごみが出されていない場合は、インターホン等により声掛けを行います。詳しくはこちら▶



【対象世帯】

- ◎ ごみを集積所や衛生センターなどへ運ぶことが困難な世帯であって、下記に該当する世帯またはそれに準ずる世帯を対象とします。
 - 要介護認定を受けている65歳以上の方または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯
 - 介護保険サービスを利用している世帯、または障害福祉サービスを利用し、家事援助を受けている世帯
- ※該当するか判断に迷われる場合はご相談ください。

問合せ ○ごみの収集運搬に関すること
生活環境課 TEL69-2145

○利用申請に関すること
長寿福祉課 TEL69-2164
障がい福祉課 TEL69-2161



マイナンバーカードで 転出手続がオンライン でできる!



マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインで転出の手続きができます。
※転入先の窓口で、ご自身での手続きが必要です。
(新住所に居住した日から14日以内)

○オンライン申請できる方

- ・ マイナンバーカードをお持ちの方（電子証明書が有効であること）
 - ・ 日本国内で引っ越しをされる方
- ※ご自身の引っ越しのほかに、ご自身と同一世帯員の引っ越しでも利用ができます。

○申請できる期間

新住所に居住する30日前から新住所地に居住した日の10日以内



▲オンライン転出届
Q&A



▲手続きは
こちら

問合せ 市民課
TEL69-2138 FAX65-6338

教育委員会委員の 任命

令和5年第6回甲賀市議会定例会で教育委員会委員の任命について同意されました。
(敬称略)

委員 松山 顕子 (再任)

任期
令和5年12月18日～令和9年12月17日
(4年間)

問合せ 教育総務課 総務企画係
TEL69-2239 FAX69-2293

市長への手紙

のりしろ

のりしろ

(差出人)

住所	〒	
氏名		年齢選択 <input type="checkbox"/> 20歳未満 <input type="checkbox"/> 20～39歳 <input type="checkbox"/> 40～59歳 <input type="checkbox"/> 60～79歳 <input type="checkbox"/> 80歳以上
電話		

回答を希望されるか選択してください 要 不要

◎公表してもよい方は下記の「公表してもよい」に、
公表してほしくない方は「公表しないでほしい」に✓印を
付けてください。

内容の公表 公表してもよい 公表しないでほしい